

## 大阪府における補助金を活用した学校評価制度等（専修学校の質向上）の推進について

### 1 補助制度の概要

専修学校高等課程経常費補助金の配分基準に、財務情報の公開や学校評価の実施等の学校のガバナンスに関する要素を加え、学校評価制度等の推進を図っている。

### 2 経過（補助制度の変遷） \*◆：大阪府 ◇：国

◆昭和 61 年度：専修学校高等課程経常費補助金の制度創設

◆平成 14 年度：補助単価を高校と同一単価に設定

⇒専修学校高等課程は、高校と同様に後期中等教育の一翼を担う教育機関であることを踏まえ、高校との助成格差を是正し、同一の競争条件・保護者負担の平等を図る。

◇平成 19 年度：学校教育法及び同法施行規則の改正

⇒自己評価・学校関係者評価の公表等

◇平成 22 年度：中教審答申（キャリア教育・職業教育の在り方について）

⇒専修学校高等課程が高校と並び後期中等教育機関としての役割を果たしていくうえで、積極的な情報提供が重要。

◆平成 22 年度：補助金の配分基準に、「財務情報の公開」や「学校評価の実施」などのガバナンスに関する要素を追加

### 3 補助金の配分基準（ガバナンス関係）の内容

☆学校のガバナンスの向上（学校運営の透明性の確保、適正な学校運営 など）

#### ■補助金配分基準の指標

◇財務関係資料の公表 ⇒ 計算資料、財産目録・事業報告、監事による監査報告書

◇学校評価等の実施及び公表 ⇒ 自己評価、学校関係者評価の結果報告書

## 大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 府は、大阪府内に所在する私立専修学校の高等課程（以下「高等課程」という。）の教育条件の維持向上及び高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、高等課程の経営の健全性を高め、もって高等課程の健全な発達に資するため、予算の定めるところにより、高等課程を設置する学校法人（私立学校法第64条第4項の法人を含む。以下「学校法人」という。）に対し、大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金の交付対象とする学校法人等)

第2条 補助金の交付対象とする学校法人又はその設置する高等課程は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「会計基準」という。）に準拠した会計処理を行っていること
- (2) 生徒に対する教育活動に一定以上の経費を支出していること
- (3) 国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと
- (4) 当該年度の5月1日に在学する生徒の数が一定以上であること

### (補助の対象)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、交付年度における高等課程に係る経費のうち、次に掲げる経費とする。

ただし、他の補助金に係る経費は除く。

- (1) 人件費（役員報酬は除く。）
- (2) 教育研究経費
- (3) 管理経費
- (4) 借入金等利息

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は定額とし、毎年度別に定める基準により算出した額以内とする。

### (補助金の交付の申請)

第5条 規則第4条第1項の申請にあたっては、次に掲げる書類を毎年度知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 要件確認申立書（様式第1号の2）
- (3) 暴力団等審査情報（様式第1号の3）
- (4) 予算書（様式第1号の4）
- (5) その他知事が必要と認める書類

### (補助の交付の条件等)

第6条 規則第6条第1項第1号の規定による軽微な変更は、補助金の交付の目的の達成に影響を及ぼさない変更とする。

- 2 規則第6条第1項第2号の規定による軽微な変更は、補助金の額に影響を及ぼさない変更とする。
- 3 規則第6条第1項第1号又は第2号の規定による知事の承認を受けようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。
- 4 前項の補助事業変更承認申請書には補正後の予算書（様式第2号の2）を添付しなければならない。
- 5 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金は、第3条に規定する経費に充当しなければならない。
  - (2) 会計基準に準拠した貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類（以下「計算書類」という。）を作成し、翌年度の収支予算書とともに、毎年度別に指定する日までに知事に提出しなければならない。
  - (3) 計算書類には、知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。ただし、補助金の額が寡少であって、知事の許可をうけたときはこのかぎりでない。
  - (4) 会計基準に基づく帳簿のほか補助事業に関するすべての関係書類を、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。
  - (5) 補助事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（補助申請の取下げ）

- 第7条 補助金の交付の申請をした学校法人は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（補助金の不交付等）

- 第8条 知事は、学校法人又は、その設置する私立専修学校が次の各号のいずれかに該当する場合には、その状況に応じ、補助金を不交付又は減額して交付することができる。
- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反したものの。
  - (2) 日本私立学校振興・共済事業団若しくは財団法人大阪府育英会からの借入金の償還（利息・延滞金の支払いを含む。）又は公租・公課（日本私立学校振興・共済事業団の掛金を含む。）の納付を一年以上怠っているもの。
  - (3) 破産宣告を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り又は銀行取引停止処分を受ける等、財政事情が極度に窮迫しており、かつ、その再建の見通しがたかないもの。
  - (4) 経理その他の事務処理が著しく適正を欠いているもの。
  - (5) 私立専修学校の設置運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるもの。
  - (6) 役員若しくは教職員の間又はこれらの者の間などにおいて、訴訟その他の紛争があり、適正な私立専修学校運営を期しがたいもの。
  - (7) 高等課程の教育条件が極めて低く、かつ、その是正に応ずる努力が認められないもの。
  - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が著しく適正を欠いてい

るもの。

(補助金の交付)

第9条 知事は、補助事業の円滑な遂行及び効果の増進を図るため、規則第5条の規定による補助金交付決定額を概算払により交付するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする学校法人は、規則第7条の規定による補助金交付決定通知を受け取った日以降、速やかに補助金(概算払)交付請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助金実績報告書(様式第4号)により補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに知事に提出することにより行わなければならない。ただし、補助事業を廃止した場合は廃止した日から起算して30日を経過した日とする。

2 前項の補助金実績報告書には決算書(様式第4号の2)を添付しなければならない。

(補助金の交付を受けた学校法人等の責務)

第11条 補助金の交付を受けた学校法人は、自主的にその財務基盤の強化を図り、その設置する高等課程に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該高等課程の教育水準の向上に努めなければならない。

(細則の制定)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、昭和62年2月23日から施行し、昭和61年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年3月3日から施行し、平成元年1月8日から適用する。ただし、昭和64年1月7日以前の行為に係る元号の変更については、平成元年度事業から適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成19年6月8日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

付 則

この要綱は、平成23年6月6日から施行し、平成23年度の事業から適用する。

平成23年度大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金  
交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準

1. 交付対象学校法人等に関する基準（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条各号	基 準 等
1	<p>学校法人会計基準に準拠した会計処理を行っていること</p> <p>○寄附行為において学校法人会計基準によるものと明記していること。</p> <p>○学校法人会計基準に準拠した計算書類（貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類）及び収支予算書を備えていること。（交付要綱第6条第5項を準用）</p> <p>※原則、計算書類には知事の指定する事項に関する公認会計士又は監査法人の監査報告書が添付されていること。</p>
2	<p>○原則、<u>教育還元率</u>が70%以上の学校とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>教育還元率 (%) =            (人件費支出+教育研究経費支出+管理経費支出+借入金等利息支出+教育研究用機器備品関係支出+図書支出) ÷            (学生生徒等納付金収入+手数料収入+寄附金収入+補助金収入+資産運用収入+事業収入+雑収入)</p> </div> <p>【教育還元率算出に係る留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各数値は平成22年度計算書類の資金収支決算書（ただし、当該高等課程に係る数値）に基づく。</li> <li>・管理経費支出に学生生徒等納付金収入額の10%を超える「広報費支出」が含まれる場合、当該超過額を控除して算出する。</li> <li>・補助金収入に「国庫補助金収入」及び「設備費補助金収入」が含まれる場合、当該額を控除して算出する。</li> <li>・人件費支出には「役員報酬支出」及び「退職金支出」が含まれる場合、当該額を控除して算出する。</li> </ul> <p>※新設校など学校の収支決算が存在しない場合や、収支決算上、教育に係る収支状況の判断が困難な場合は補助対象外とする。</p>
3	<p>国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと</p> <p>○補助金の目的、対象、用途などに応じて個別判断とする。</p>
4	<p>当該年度の5月1日に在学する生徒の数が一定以上であること</p> <p>○平成23年5月1日現在、高等課程（昼間部のみ）の生徒数が40人以上の学校とする。</p>

2. 配分基準（交付要綱第4条関係）

項目	計算式等設定内訳	特記事項
① 補助金額	$= \frac{\text{総配分額} \times \text{補助基準値}}{\text{学校ごとの補助基準値の合計値}} + \text{調整額}$	<p>○補助対象経費の1/2（千円未満切捨）を上限とする。</p> <p>○補助対象経費＝            人件費支出＋教育研究経費支出            ＋管理経費支出＋借入金等利息支出            ※千円未満は切り捨て。            ※各金額は当該高等課程に係る平成23年度決算数値（交付決定の際は予算数値）に基づく。</p>
② 総配分額	$= \text{学校ごとに算定した配分基本額の合計}$	<p>○予算額を上限とする。</p>
③ 配分基本額	$= \text{補助単価} \times \text{定員内実員数}$	
④ 補助基準値	$= \text{定員内実員数} \times \text{配分基準係数}$	
⑤ 調整額	$= 1,600\text{万円} \times (\text{A}) - (\text{B})$ <p>(A) 役員報酬等が1,600万円を超える者の数            (B) 役員報酬等が1,600万円を超える者の役員報酬等の合計額</p>	<p>○役員報酬等＝            大阪府知事所轄の準学校法人の役員に対する報酬等            ※教職員等として、支給された年間給与等がある場合はそれも含む。            ※平成22年收入に基づく。            （源泉徴収票等で確認）</p>
⑥ 配分基準係数	$= (\text{納付金等収入係数} + \text{教研費支出係数} + \text{専任教員配置係数} + \text{教育還元係数}) \times \text{ガナバンス向上取組係数}$	

⑦	納付金等収入係数	<p>= 40 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="443 387 986 719"> <thead> <tr> <th>生徒一人あたり納付金等収入</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40万円以上 45万円未満</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>45万以上 50万円未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>50万円以上 55万円未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>55万円以上 60万円未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>60万円以上 65万円未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>65万円以上 70万円未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>70万円以上</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	生徒一人あたり納付金等収入	ポイント	40万円以上 45万円未満	1.15	45万以上 50万円未満	1.10	50万円以上 55万円未満	1.05	55万円以上 60万円未満	1.00	60万円以上 65万円未満	0.95	65万円以上 70万円未満	0.90	70万円以上	0.85	<p>○生徒一人あたり納付金等収入＝ 納付金等収入÷前年度の実員数 (万円未満は四捨五入)</p> <p>○納付金等収入＝ 学生生徒等納付金収入＋生徒授業料軽減等補助金収入</p> <p>※各金額は平成22年度計算書類の資金収支決算書(但し当該高等課程に係る数値)に基づく。 ※前年度の定員内実員数は平成22年5月1日時点のもの。</p>
生徒一人あたり納付金等収入	ポイント																		
40万円以上 45万円未満	1.15																		
45万以上 50万円未満	1.10																		
50万円以上 55万円未満	1.05																		
55万円以上 60万円未満	1.00																		
60万円以上 65万円未満	0.95																		
65万円以上 70万円未満	0.90																		
70万円以上	0.85																		
⑧	教研費支出係数	<p>= 30 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="443 981 959 1312"> <thead> <tr> <th>教研費の支出割合</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%以上 10%未満</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>10%以上 15%未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>15%以上 20%未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>20%以上 25%未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>25%以上 30%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>30%以上 35%未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>35%以上</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	教研費の支出割合	ポイント	5%以上 10%未満	0.85	10%以上 15%未満	0.90	15%以上 20%未満	0.95	20%以上 25%未満	1.00	25%以上 30%未満	1.05	30%以上 35%未満	1.10	35%以上	1.15	<p>○教研費の支出割合(%)＝ 教育研究経費支出÷納付金等収入 (小数点第2位未満は四捨五入)</p> <p>○納付金等収入＝ 学生生徒等納付金収入＋生徒授業料軽減等補助金収入</p> <p>※各金額は平成22年度計算書類の資金収支決算書(但し当該高等課程に係る数値)に基づく。</p>
教研費の支出割合	ポイント																		
5%以上 10%未満	0.85																		
10%以上 15%未満	0.90																		
15%以上 20%未満	0.95																		
20%以上 25%未満	1.00																		
25%以上 30%未満	1.05																		
30%以上 35%未満	1.10																		
35%以上	1.15																		
⑨	専任教員配置係数	<p>= 20 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="443 1581 962 1912"> <thead> <tr> <th>教員一人あたり生徒数</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9人未満</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>9人以上 12人未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td>12人以上 15人未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>15人以上 18人未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>18人以上 21人未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>21人以上 24人未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>24人以上</td> <td>0.85</td> </tr> </tbody> </table>	教員一人あたり生徒数	ポイント	9人未満	1.15	9人以上 12人未満	1.10	12人以上 15人未満	1.05	15人以上 18人未満	1.00	18人以上 21人未満	0.95	21人以上 24人未満	0.90	24人以上	0.85	<p>○教員一人あたり生徒数＝ 実員数÷専任教員実員数 (小数点第2位未満は四捨五入)</p> <p>○定員内実員数＝ 基準定員数を上限として学科ごとに算定した実員数の合計数</p> <p>○基準定員数＝ 1クラス40名を上限として学科ごとに算定した定員数の合計数</p> <p>※各人数は平成23年5月1日時点のもの。</p>
教員一人あたり生徒数	ポイント																		
9人未満	1.15																		
9人以上 12人未満	1.10																		
12人以上 15人未満	1.05																		
15人以上 18人未満	1.00																		
18人以上 21人未満	0.95																		
21人以上 24人未満	0.90																		
24人以上	0.85																		

⑩	教育還元係数	<p>= 10 × 下表ポイント</p> <table border="1" data-bbox="450 324 997 660"> <thead> <tr> <th colspan="2">教育還元率</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>70%以上</td> <td>75%未満</td> <td>0.85</td> </tr> <tr> <td>75%以上</td> <td>80%未満</td> <td>0.90</td> </tr> <tr> <td>80%以上</td> <td>85%未満</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>90%未満</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>95%未満</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>100%未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td colspan="2">100%以上</td> <td>1.15</td> </tr> </tbody> </table>	教育還元率		ポイント	70%以上	75%未満	0.85	75%以上	80%未満	0.90	80%以上	85%未満	0.95	85%以上	90%未満	1.00	90%以上	95%未満	1.05	95%以上	100%未満	1.10	100%以上		1.15	<p>○教育還元率 (%) = 前記1. のとおり (小数点第2位未満は四捨五入)</p>
教育還元率		ポイント																									
70%以上	75%未満	0.85																									
75%以上	80%未満	0.90																									
80%以上	85%未満	0.95																									
85%以上	90%未満	1.00																									
90%以上	95%未満	1.05																									
95%以上	100%未満	1.10																									
100%以上		1.15																									
⑪	ガバナンス向上取組係数	<p>= 1 × 下表ポイントの合計</p> <table border="1" data-bbox="450 907 997 1400"> <thead> <tr> <th colspan="2">公表資料名</th> <th>ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">財産目録等備付書類</td> <td>計 算 書 類</td> <td rowspan="5">0.60</td> </tr> <tr> <td>資金収支計算書</td> </tr> <tr> <td>資金収支内訳表</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表</td> </tr> <tr> <td>消費収支計算書 消費収支内訳表</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学校評価</td> <td>財産目録 事業報告書 監事による監査報告書</td> <td rowspan="3">0.30</td> </tr> <tr> <td>自己評価の結果の報告書</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>学校関係者評価の結果の報告書</td> <td>0.10</td> </tr> </tbody> </table>	公表資料名		ポイント	財産目録等備付書類	計 算 書 類	0.60	資金収支計算書	資金収支内訳表	貸借対照表	消費収支計算書 消費収支内訳表	学校評価	財産目録 事業報告書 監事による監査報告書	0.30	自己評価の結果の報告書	0.10	学校関係者評価の結果の報告書	0.10	<p>○公表資料ごとの公表基準等については別表のとおり。</p> <p>○財産目録等備付書類は平成22年度決算に係るもの。</p>							
公表資料名		ポイント																									
財産目録等備付書類	計 算 書 類	0.60																									
	資金収支計算書																										
	資金収支内訳表																										
	貸借対照表																										
	消費収支計算書 消費収支内訳表																										
学校評価	財産目録 事業報告書 監事による監査報告書	0.30																									
	自己評価の結果の報告書		0.10																								
	学校関係者評価の結果の報告書		0.10																								

## 平成23年度大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金配分基準における情報開示の取り扱い（公表資料及び公表基準等）

公表資料名		公表基準等					
		公表の範囲	公開時期	公開方法	公開期間	その他留意事項	
財産目録等備付書類	計算書類	資金収支計算書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大科目（中科目以下は省略可）</li> </ul>	原則、毎年9月末日までに公開すること。	当該校のホームページ又は設置者のホームページにおいて公開すること。	原則、公開した日から1年間、公開すること。	<p>公表の範囲であっても、設置者の競争上の地位その他正当な利益を害するものと客観的に認められる情報については公表しないことができる。</p> <p>また、公表する情報の中に個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、職業、学歴、出身、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものが含まれていないか十分確認の上、公表すること。</p>
		消費収支計算書					
		貸借対照表					
		資金収支内訳表					
		消費収支内訳表					
	財産目録	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大科目（中科目以下は省略可）</li> </ul>	一度公開した内容を変更する場合は、変更日時、主たる変更内容、変更理由を記載すること。				
	事業報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の概要、事業の概要及び財務の概要</li> </ul>					
監事による監査報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監事の印影以外</li> </ul>						
学校評価	自己評価の結果の報告書	<p>次の項目が含まれていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点的に取り組むことが必要な目標</li> <li>・その達成状況及び取組状況</li> <li>・今後の改善方策</li> </ul>	原則、毎年10月末日までに公開すること。				
	学校関係者評価の結果の報告書	<p>次の項目を踏まえた評価であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己評価の結果を評価している</li> <li>・評価委員会等の体制が整備されている</li> <li>・主体的、能動的な評価活動を行っている</li> </ul>					